

第2次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月閣議決定）（抜粋）

<http://www8.cao.go.jp/hanzai/kuwashiku/keikaku/keikaku.html>

V 重点課題に係る具体的施策

第1 損害回復・経済的支援等への取組

〔今後講じていく施策〕

1 損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条関係）

(1) 日本司法支援センターによる支援

ア 日本司法支援センターによる民事法律扶助制度の活用によって、弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減を図る。【法務省】

イ 日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等のために、その支援に精通した弁護士の紹介を行うとともに、犯罪被害者支援のための研修について、弁護士会や犯罪被害者支援団体等と連携するなどして、犯罪被害者等の支援に携わる弁護士によるサービスの質の向上を目指す。【法務省】（再掲：第4，1. (32) ア）

(2) 日本司法支援センターによる支援の検討及び施策の実施

法務省及び日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等が提起する損害賠償請求訴訟等の準備及び追行の過程で、代理人である弁護士等がカウンセラー等を犯罪被害者等との打合せに同席させることに対して、同センターが支援を行うことについて検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【法務省】

(3) 損害賠償請求制度に関する情報提供の充実

損害賠償請求制度の概要その他犯罪被害者等の保護・支援のための制度について紹介した冊子・パンフレット等について、警察庁及び法務省において連携し、一層の内容の充実を図るとともに、十分に周知させる。【警察庁】【法務省】（再掲：第4，1. (27)）

2 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）

(1) 現行の犯罪被害給付制度の運用改善

警察において犯罪被害給付制度の周知徹底を図るほか、警察庁において、犯罪被害者等給付金の迅速な裁定が行われるよう都道府県警察を指導するとともに、早期の犯罪被害者等給付金の支給に努める。【警察庁】

(2) 犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討

犯罪被害給付制度の拡充及び犯罪被害者等に対する新たな補償制度の創設については、平成20年度に拡充した犯罪被害給付制度の運用状況等を踏まえて検討を行うため、推進会議の下に、有識者並びに内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省及び国土交通省からなる検討のための会を設置し、必要な調査及び検討を行い、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【内閣府】【警察庁】【法務省】

【厚生労働省】 【国土交通省】

(3) カウンセリング等心理療法の費用の公費負担についての検討

犯罪被害者等に対する臨床心理士等によるカウンセリング等心理療法の費用の公費負担については、推進会議の下に、有識者並びに内閣府、警察庁、法務省、文部科学省及び厚生労働省からなる検討のための会を設置し、必要な調査及び検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【内閣府】 【警察庁】 【法務省】 【厚生労働省】 【文部科学省】

(6) 性犯罪被害者の医療費の負担軽減

警察庁において、性犯罪被害者の緊急避妊、人工妊娠中絶、初診料、診断書料、性感染症等の検査費用等の公費負担に要する経費を都道府県警察に対し補助するほか、緊急避妊等の公費負担の運用ができる限り全国的に同水準で行われ、性犯罪被害者の負担軽減に効果的なものになるよう、また、性犯罪被害に伴う精神疾患についても犯罪被害給付制度の対象となることの周知も含めて各種支援施策の効果的な広報に努めるよう、都道府県警察を指導する。【警察庁】

(8) 医療保険の円滑な利用の確保

厚生労働省において、犯罪による被害を受けた被保険者が保険診療を求めた場合については、現行制度上加害者の署名が入った損害賠償誓約書等の有無にかかわらず保険給付が行われることになっている旨、保険者に周知する。また、医療機関に対して、犯罪による被害を受けた者であっても医療保険を利用することが可能であることや、誓約書等の提出がなくても保険者は保険給付を行う義務がある旨保険者あてに通知していることについて、地方厚生局を通じて周知する。【厚生労働省】

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

〔今後講じていく施策〕

1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）

(1) 「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の内容の充実等

厚生労働省において、厚生労働科学研究において行われている、医療現場における犯罪被害等による精神疾患の実態調査及び犯罪被害者等に関する対応ガイドラインの作成を踏まえ、「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の実践的な内容の充実を図る。また、同研修会などを通じて、犯罪被害者等の精神的被害について、医療・福祉関係者に対する啓発を更に推進する。【厚生労働省】

(2) PTSD治療の可能な医療機関についての情報提供

厚生労働省において、医療機能情報提供制度によりPTSDなど各疾病の治療に対応可能な医療機関を検索することができることの周知を図る。【厚生労働省】

(3) 犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進

文部科学省において、医学部関係者が参加する各種会議での要請や「医学教育モ

デル・コア・カリキュラム」等を通じて、医学部においてP T S D等の精神的被害に関する知識・技能及び犯罪被害者等への理解を深める教育を推進する。また、厚生労働省において、医学部卒業後の初期研修のプログラム責任者や指導医に対する講習会等を通じて、医学部卒業生の精神疾患に対する初期対応と治療の実際への理解を促進する。【文部科学省】 【厚生労働省】

(5) P T S Dの診断及び治療に係る医療保険適用の範囲の拡大

P T S Dの診断及び治療に係る医療保険適用の範囲の拡大については、有効性・安全性に関する科学的評価が得られたものについて、診療報酬改定時に必要に応じて措置を講ずる。【厚生労働省】

(6) 地域格差のない迅速かつ適切な救急医療の提供

厚生労働省において、地域格差なく迅速かつ適切な救急医療が提供されるよう、初期、二次、三次の救急医療体制の整備を図るとともに、総務省と連携し、メディカルコントロール体制の充実強化を図る。【厚生労働省】

(7) 救急医療に連動した精神的ケアのための体制整備

厚生労働省において、救急医療における犯罪被害者等の精神的ケアに対応するため、救急医療体制における精神科医との適切な連携体制の確保を図る。【厚生労働省】

(10) 思春期精神保健の専門家の養成

厚生労働省において、平成13 年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、児童相談員などを対象とした思春期精神保健の専門家の養成研修を継続して実施し、思春期精神保健の専門家を養成するとともに、児童虐待や配偶者等からの暴力の被害者の心理と治療・対応についての研修を実施する。【厚生労働省】

(12) 警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実

警察庁において、性犯罪被害者の精神的被害回復に資するため、警察部内のカウンセリング専門職員の活用や、警察部外カウンセラー・精神科医へのカウンセリング委嘱制度の運用が一層効果的なものになるよう、都道府県警察を指導する。【警察庁】

(13) 性犯罪被害者に対する緊急避妊に関する情報提供

厚生労働省において、性犯罪被害者を含め、緊急避妊を必要とする者が緊急避妊の方法等に関する情報を得られるよう、保健所や「女性健康支援センター」等による情報提供を図る。【厚生労働省】（再掲：第4， 1. (3) ）

(14) 医療機関における性犯罪被害者への対応の体制の整備

厚生労働省において、内閣府、警察庁及び文部科学省の協力を得て、性犯罪被害者対応マニュアル等を活用するなどして、医療関係者を対象とした啓発等を実施し、医療機関における性犯罪被害者への対応体制の整備を図る。【厚生労働省】（再掲：

第4, 1.(4))

(15) 性犯罪被害者対応における看護師等の活用

厚生労働省において、内閣府、警察庁及び文部科学省の協力を得て、医療機関に対して、性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた看護師、助産師等の活用について啓発を推進する。【厚生労働省】（再掲：第4, 1.(5)）

(16) ワンストップ支援センターの設置促進

性犯罪被害者のためのワンストップ支援センター（医師による心身の治療、医療従事者・民間支援員・弁護士・臨床心理士等による支援、警察官による事情聴取等の実施が可能なセンター。以下本項において「ワンストップ支援センター」という。）の設置を促進するため、以下の施策を推進する。（再掲：第4, 1.(7)）

ア 内閣府において、ワンストップ支援センターを運営している民間団体及び厚生労働省、警察庁、法務省、文部科学省等の協力を得て、「ワンストップ支援センターの開設・運営の手引（仮称）」を作成し、犯罪被害者支援団体、医療機関、地方公共団体、警察等に配布する。【内閣府】

イ 警察庁において、平成22年度に実施した性犯罪被害者対応拠点モデル事業の検証を行い、その結果を関係省庁及び犯罪被害者支援団体に提供する。【警察庁】

ウ 厚生労働省において、医療機関に対してワンストップ支援センターについての啓発を行うほか、犯罪被害者支援団体、地方公共団体、医師等医療関係者等から、ワンストップ支援センター開設に向けた相談があった場合には、協力が可能な医療機関の情報を収集し、当該犯罪被害者支援団体等に提供する。【厚生労働省】

エ 厚生労働省において、医療機能情報提供制度における登録内容にワンストップ支援センターが施設内に設置されているかどうかを加える。【厚生労働省】

(17) 犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する臨床心理士の養成等

内閣府において、財団法人日本臨床心理士資格認定協会及び一般社団法人日本臨床心理士会に働きかけ、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する臨床心理士の養成及び研修の実施を促進する。【内閣府】

(18) 犯罪被害者に係る司法関連の医学知識と技術について精通した医療関係者の在り方及びその養成のための施策の実施

厚生労働省において、「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の中で犯罪被害者のメンタルヘルスに関する研修を実施する。また、関係機関である国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所においても「犯罪被害者メンタルヘルス研修」を継続的に実施する。【厚生労働省】

(19) 検察官等に対する研修の充実

法務省において、検察官等が犯罪被害者等の支援に精通するための研修等の充実を図る。【法務省】

(20) 法科大学院における教育による犯罪被害者等への理解の向上の促進

文部科学省において、各法科大学院が、自らの教育理念に基づき多様で特色のある教育を展開していく中で、犯罪被害者等に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう促す。【文部科学省】

(23) 少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等

ア 文部科学省において、少年被害者を含む児童生徒の心のケアに資するよう、スクールカウンセラーの適正な配置や資質の向上、「子どもと親の相談員」の配置など、学校におけるカウンセリング体制を充実させるとともに、少年被害者を含む児童生徒に対し、個々の状況に応じた必要な学習支援を促進する。【文部科学省】

イ 文部科学省において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを始め学校の教職員が一体となって、関係機関や地域の人材と連携しつつ、犯罪被害者等である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する教職員やスクールカウンセラー等に対する研修を支援するとともに、各学校における取組を促進する。【文部科学省】

ウ 文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒に対する心のケアについても、大学の教職課程におけるカウンセリングに関する教育及び教員に対するカウンセリングに関する研修内容に含めるなどその内容の充実を図るよう促す。【文部科学省】（再掲：第5，1.(15)イ）

(27) 犯罪被害者等に対する医療機関に関する情報の周知

厚生労働省において、犯罪被害者等が利用しやすいように、医療機関の情報を周知させるとともに、関係機関において、当該情報を共有し、適時適切に犯罪被害者等に提供する。【厚生労働省】

2 安全の確保（基本法第15条関係）

(1) 加害者に関する情報提供の拡充

ア 法務省において、再被害防止のため、警察の要請に応じ、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が警察に対して行う釈放予定、帰住予定地及び仮釈放中の特異動向等の情報提供、再度の加害行為のおそれを覚知した検察官、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所による警察への当該情報の連絡について、関係者に周知徹底させ、一層円滑な連携を図る。【警察庁】【法務省】（再掲：第3，1.(21)）

イ 警察において、子どもを対象とする暴力的性犯罪の再犯防止を図るため、法務省からそれらの前歴者の出所情報の提供を受け、出所後の居住状況等の定期的な確認を含めた対策に努める。【警察庁】

(2) 判決確定、保護処分決定後の加害者に関する情報提供拡充の検討及び施策の実施
法務省において、加害者の受刑中の処遇状況に関する事項、仮釈放又は刑の執行終了による釈放に関する事項及びこれに準ずる事項、仮釈放審理に関する事項並び

に保護観察中の処遇状況等に関する事項について、また、保護観察処分及び少年院送致処分を受けた加害少年についても、少年院における処遇状況等に関する事項、仮退院審理に関する事項及び保護観察中の処遇状況等に関する事項について、適切に情報提供を行うとともに、被害者等通知制度の更なる充実について、通知制度の運用状況や加害者の改善更生、個人のプライバシーの問題などを総合的に考慮しつつ検討を行い、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【法務省】（再掲：第3，1．(22)）

(3) 犯罪被害者等に関する情報の保護

ア 法務省において、証拠開示の際に証人等の住居等が関係者に知られることがないように求める制度について、また、性犯罪の被害者等について公開の法廷では仮名を用いる運用がなされていることについて周知を徹底させるとともに、検察官等の意識を向上させる。【法務省】

イ 警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。【警察庁】（再掲：第5，1．(16)）

(5) 警察における再被害防止措置の推進

警察において、同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定するとともに、加害者を収容している刑事施設等と密接に連携を図り、防犯指導・警戒等の再被害防止の措置を推進する。【警察庁】

(7) 保釈に関しての犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実

法務省において、加害者の保釈申請がなされた場合には、事案に応じ、改めて犯罪被害者等に連絡して事情聴取するなどして、裁判所に提出する検察官意見に犯罪被害者等の意見を適切に反映させるとともに、保釈申請に対する結果について犯罪被害者等に連絡するなど、犯罪被害者等の安全確保により一層配慮するように努める。【法務省】（再掲：第3，1．(8)）

(12) 再被害の防止に資する教育の実施等

ア 法務省において、犯罪被害者等の心情等を理解させるための「被害者の視点を取り入れた教育」について、犯罪被害者等や犯罪被害者支援団体の意見を踏まえながら、検討会を開催するなどして、矯正施設における受刑者等に対する改善指導・矯正教育等の充実に努める。また、家庭裁判所、検察庁等から矯正施設に送付される資料の中に犯罪被害者等の心情等が記載されている場合には、同資料を被収容者に対する指導に有効活用するよう努める。【法務省】（再掲：第3，1．(24)ア）

イ 法務省において、仮釈放に際し、地方更生保護委員会が、事案に応じた犯罪被

害者等の安全確保に必要な遵守事項の適切な設定に努め、保護観察所が、当該遵守事項を遵守させるための加害者に対する指導監督を徹底する。【法務省】（再掲：第3，1.(26)）

ウ 法務省において、犯罪被害者等の意向等に配慮し、謝罪及び被害弁償に向けた保護観察処遇における効果的なしよく罪指導を徹底する。【法務省】

エ 文部科学省において、児童虐待の防止に資するよう、地域人材や専門家等で構成する家庭教育支援チームによる家庭教育に関する取組を広く推進し、情報や学習機会の提供、相談対応の充実、家庭と地域とのつながりづくりや学校との連携等の地域の活動を支援する。【文部科学省】

3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）

(1) 職員等に対する研修の充実等

ア 警察において、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教育、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育、被害者・遺族等を招請して行う講演会、被害者支援室担当者による各警察署に対する巡回教育、犯罪被害者等支援の体験記の配布、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等との連携要領についての教育、性犯罪被害者への支援要領についての教育等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育等の充実を図り、職員の対応の改善を進める。【警察庁】

イ 法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施、検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善に努める。【法務省】（再掲：第4，2.(9)イ）

ウ 法務省において、検察幹部が犯罪被害者等の心情等に理解を深めることに資するためのセミナーの実施や、検察官に市民感覚を学ばせるため、公益的活動を行う民間団体や民間企業に一定期間派遣する研修を実施するなどし、職員の対応の改善に努める。【法務省】

エ 法務省において、検察官に対する研修の中で、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を実施し、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実を図る。【法務省】（再掲：第3，1.(20)及び第4，2.(9)ア）

カ 厚生労働省において、平成8年度から実施している医師、看護師、保健師及び精神保健福祉士などを対象とした「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」に

において、医療現場における犯罪被害等による精神疾患の実態調査及び犯罪被害者等に関する対応ガイドラインの作成を踏まえ、より実践的研修にするなど内容の充実を図り、同研修会などを通じて、犯罪被害者等の精神的被害について、保健・医療・福祉関係者に対する啓発を更に推進する。また、平成13年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士などを対象とした思春期精神保健の専門家の養成研修の活用を含め、犯罪被害者等の相談、治療、保護等を行う施設の職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修等を実施する。

【厚生労働省】

キ 「看護の質の向上と確保に関する検討会」における「中間取りまとめ」（平成21年3月）に基づき、平成21年4月より「看護の教育の内容と方法に関する検討会」において、基礎教育の内容・方法等の一層の充実に向け検討を行う。【厚生労働省】

ク 厚生労働省において、民生委員に対し、犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための守秘義務の遵守等について指導を実施する。【厚生労働省】

ケ 厚生労働省において、公的シェルターにおける犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修及び啓発の充実を図る。また、婦人保護施設における性犯罪被害者支援の現状についての実態を把握しつつ、全国婦人保護施設長連絡協議会や全国婦人保護施設指導員研究会の場を活用して職員の専門的な資質向上を図っていくとともに、都道府県が実施する婦人相談所や婦人保護施設の職員、婦人相談員等を対象とした研修の取組を促進する。【厚生労働省】

(2) 女性警察官の配置等

警察において、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置及び実務能力の向上、事情聴取における相談室や被害者支援用車両の活用、産婦人科医会や犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等とのネットワークの構築による連携強化等に努め、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を図る。【警察庁】

(3) ビデオリンク等の措置の適切な運用

法務省において、ビデオリンク等の犯罪被害者等の保護のための措置について周知徹底を図り、一層適正に運用されるよう努める。【法務省】

(4) 警察における犯罪被害者等のための施設の改善

警察において、これまでに整備された被害者専用の事情聴取室の活用のほか、被害者支援用車両の整備を進めるなど、施設等の改善に努める。【警察庁】

(5) 検察庁における犯罪被害者等のための待合室の設置

法務省において、庁舎の建て替えを予定している検察庁では、被害者専用待合室を設置し、それ以外の検察庁については、スペースの有無、設置場所等を勘案しつつ、専用待合室の設置について検討する。【法務省】

第3 刑事手続への関与拡充への取組

〔今後講じていく施策〕

1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）

(1) 医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進

警察庁において、厚生労働省の協力を得て、医療機関において性犯罪被害者からの証拠採取及び採取した証拠の保管が促進されるよう、資機材の整備、医療機関への働きかけを推進する。【警察庁】

(8) 保釈に関しての犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実

（再掲：第2，2.(7)）

(12) 日本司法支援センターによる支援

日本司法支援センターの機能及び犯罪被害者等支援に関する具体的情報を十分に周知させる。【法務省】（再掲：第4，1.(32)イ）

(13) 刑事の手続等に関する情報提供の充実

ア 警察庁及び法務省において連携し、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等を分かりやすく解説したパンフレット等の内容を充実させ、パンフレットの配布等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期の提供に努める。【警察庁】【法務省】（再掲：第4，1.(28)ア）

イ 警察において、都道府県における外国人犯罪被害者等の多寡等の実情を踏まえて作成・配付している外国語版の「被害者の手引」について、適切に作成・配付されるよう努める。【警察庁】（再掲：第4，1.(26)イ）

ウ 法務省において、犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等の保護と支援のための制度の更なる情報の提供を行うため、外国語によるパンフレットやホームページの作成等による情報の提供を行う。【法務省】（再掲：第4，1.(28)イ）

(15) 捜査に関する適切な情報提供等

ア 警察において、捜査への支障等を勘案しつつ、「被害者連絡制度」等を周知徹底・活用し、犯罪被害者等の要望に応じ、適時適切に、捜査状況等の情報を提供するように努める。また、必要に応じ犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等との連携を図る。【警察庁】

イ 法務省において、捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等に対し、適時適切に、捜査状況等の情報を提供するように努める。【法務省】

(20) 検察官に対する児童又は女性の犯罪被害者等への配慮に関する研修の充実

（再掲：第2，3.(1)エ及び第4，2.(9)ア）

(21) 判決確定後の加害者情報の警察に対する提供の充実

(再掲：第2， 2.(1)ア)

- (22) 判決確定、保護処分決定後の加害者に関する情報提供拡充の検討及び施策の実施
(再掲：第2， 2.(2))

- (23) 受刑者と犯罪被害者等との面会・信書の発受の適切な運用

法務省において、受刑中の加害者との面会・信書の発受を希望する犯罪被害者等に関し、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）に基づき、受刑中の者と犯罪被害者等との面会・信書の発受が適切に運用されるように努める。【法務省】

- (24) 犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進等

ア (再掲：第2， 2.(12)ア)

イ 法務省において、保護処分の執行に資するため、少年の身体的・精神的状況、家庭環境、施設内の行動及び処遇の経過等に関する必要な記載がなされている少年簿について、関係機関と連携し、犯罪被害者等に関する事項について必要な情報を収集し、適切に記載するよう努める。【法務省】

ウ 法務省において、保護観察対象者に対する、問題性に応じた専門的処遇プログラムの内容等の充実を図るとともに、当該プログラムの受講を保護観察における特別遵守事項として設定するなどして、適切に実施する。また、保護観察対象者に対し、再び罪を犯さない決意を固めさせ、犯罪被害者等の意向に配慮しながら誠実に対応することを促すため、しよく罪のための指導を適切に実施する。【法務省】

エ 保護観察所において、犯罪被害者等の申出に応じ、犯罪被害者等から被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況等を聴取し、保護観察対象者に伝達する制度において、当該対象者に対して、被害の実情を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるような指導監督を徹底する。【法務省】

- (26) 仮釈放における犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実
(再掲：第2， 2.(12)イ)

- (28) 仮釈放等審理における意見陳述に資する情報提供の拡大についての検討及び施策の実施

法務省において、仮釈放・仮退院について犯罪被害者等が意見を述べる際に資するよう、被害者等通知制度における通知内容を充実させることについて、通知制度の運用状況や加害者の改善更生、個人のプライバシーの問題を考慮しつつ検討し、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【法務省】

- (29) 矯正施設職員及び更生保護官署職員に対する研修等の充実

法務省において、矯正施設職員及び更生保護官署職員に対する犯罪被害者等やその支援に携わる者による講義の実施等犯罪被害者等の置かれている現状や心情等への理解を深める研修の充実を図る。【法務省】

第4 支援等のための体制整備への取組

〔今後講じていく施策〕

1 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

(1) 地方公共団体における総合的対応窓口の設置の促進等

ア 内閣府において、都道府県犯罪被害者等施策主管課室長会議を開催し、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に関する適切な情報提供等を行う総合的な対応窓口の設置や犯罪被害者等への支援を行う際の留意点や関係機関・団体等の支援内容や連絡先等をまとめた「犯罪被害者支援ハンドブック（仮称）」の作成・活用等について要請するとともに、先進的・意欲的な取組を実施している地方公共団体による事例紹介等を通じ、各地方公共団体の取組を促進する。【内閣府】

イ 内閣府において、市町村における犯罪被害者等施策の窓口となる部局の確定状況等について定期的に確認するとともに、市町村における犯罪被害者等に関する適切な情報提供を行う総合的な対応窓口の設置を促進するよう要請する。また、地方公共団体職員を対象とする研修会を開催し、犯罪被害者等施策への理解の促進や犯罪被害者等への対応のために必要となる基礎的な知識等の習得を支援するとともに、各地方公共団体の先進的・意欲的な取組事例等の情報をメールにより発信する「犯罪被害者等施策メールマガジン」により、地方公共団体間の情報の共有化を促進する。【内閣府】

(2) 地方公共団体における性犯罪被害者支援への取組の促進

内閣府において、男女共同参画センターにおける中長期的なカウンセリング等の性犯罪被害者支援の取組が促進されるよう、先進的な好事例の収集・提供に努める。

【内閣府】

(3) 性犯罪被害者に対する緊急避妊に関する情報提供

（再掲：第2，1.(13)）

(4) 医療機関における性犯罪被害者への対応の体制の整備

（再掲：第2，1.(14)）

(5) 性犯罪被害者対応における看護師等の活用

（再掲：第2，1.(15)）

(6) 性犯罪被害に遭った児童生徒への対応の充実

性犯罪被害者である児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、適切な対応ができるよう、学校内の教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関との積極的な連携を促進する。【文部科学省】

(7) ワンストップ支援センターの設置促進

（再掲：第2，1.(16)）

(8) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援

内閣府及び警察庁において、犯罪被害者支援団体に対し、犯罪被害者等支援のための諸制度を所管する省庁の協力を得て、研修内容への助言や研修に対する講師派遣等の協力を行い、性犯罪被害者を含めた犯罪被害者等に対する支援全般（必要な支援についての相談・情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等）をマネジメントするコーディネーターとしての役割を果たせる人材の育成を支援する。【内閣府】
【警察庁】（再掲：第4，2. (6)）

(9) 警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実

警察において、他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、それらの諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努めていくとともに、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備し、提供等する。
【警察庁】

(10) 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進

警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、各都道府県警察・警察署レベルで設置している知事部局、地方検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携を図るとともに、相互の協力を強化し、生活、医療、裁判等多岐にわたる分野について、具体的な事案に応じた対応力の向上を図る。【警察庁】

(11) 警察における相談体制の充実等

警察において、全国統一の相談専用電話「#9110 番」や性犯罪相談、少年相談等の個別の相談窓口において、犯罪被害者等の住所地等にかかわらず、また、匿名であっても相談に応じるとともに、犯罪被害者等の要望により、当該都道府県又は警察署の被害者支援連絡協議会等ネットワークに参画する機関・団体等の情報提供等や、他都道府県又は他警察署のネットワークの活用にも配慮する。

また、被害者本人からの申告が期待しにくく潜在化しやすい犯罪を早期に認知して検挙に結び付けるため、一定の少年福祉犯罪、児童虐待事案及び人身取引事犯等に関する通報を匿名で受け付け、事件検挙への貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」の適切な運用に努める。【警察庁】

(12) 「指定被害者支援要員制度」の活用

警察において、指定された警察職員（指定被害者支援要員）が、事件発生直後から犯罪被害者等に付き添い、必要な助言、指導、情報提供等を行ったり、被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、関係機関又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介・引継ぎを実施するなどする「指定被害者支援要員制度」について、法務省、文部科学省、厚生労働省及び

国土交通省の協力を得て、その積極的活用を図るとともに、それらの警察職員に対し、犯罪被害者等に対する支援に必要な知識等についての研修、教育等の充実に努める。【警察庁】

- (17) 検察庁の犯罪被害者等支援活動における福祉・心理関係の専門機関等との連携の充実

法務省において、検察庁における犯罪被害者等支援活動に際し、刑事手続に関する専門的な法的知識、捜査・公判の実務経験に基づき、犯罪被害者等の立場を理解し適切に対応するとともに、福祉・心理関係の専門機関等との連携の充実を図る。

【法務省】

- (18) 検察庁における被害者支援員と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実

法務省において、被害者支援員と犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化することにより、検察庁に相談窓口を求める犯罪被害者等に対し、被害者支援員の連絡先等の必要な情報をより分かりやすく提供することや、上記諸機関・団体等における犯罪被害者等支援のための制度等について被害者支援員が説明できるよう努め、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書等を備え付けて提供するなど、より多くの情報を提供できるよう努める。【法務省】

- (21) 教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実

文部科学省において、学校で児童生徒が犯罪被害者となる重大事件が発生した場合に、当該児童生徒の相談等の窓口として学校が有効に機能することを支援するため、教育委員会が、警察署、児童相談所、保健所、弁護士会、医師会等の関係機関と連携・協力を充実・強化し、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努め、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備し、提供等していくことを含め、当該児童生徒及びその保護者等への対応等を行うことを促進する。この場合において、加害者が教員・生徒等当該学校内部の者であった場合は、犯罪被害者となった児童生徒の状況に鑑み、適切な者が相談等の窓口になるよう十分配慮する。【文部科学省】

- (22) 学校内における連携及び相談体制の充実

文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学校で、学級担任、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、適切な対応ができるよう、必要に応じ、教員加配を行うとともに、被害者に二次的被害を与えることなく心のケアを行うことができるスクールカウンセラーを全ての中学校に配置することに加え、小学校への

配置を推進するなど学校内の相談体制の充実を図る。【文部科学省】

(23) 学校における相談対応能力の向上等

文部科学省において、学校の教職員が犯罪被害者等である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する研修等を通じ教職員の指導力の向上に努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置など教育相談体制の充実等に取り組む。【文部科学省】（再掲：第4，2.(11)及び第5，1.(15)ア）

(24) 相談及び情報提供のための教育委員会による取組の促進

文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒を含む児童生徒に対し、教育委員会が、心理学、教育学等に関する知識を有する専門職員や臨床心理の専門家等を教育センターや教育相談所等に配置し、相談窓口を設けるとともに、少年サポートセンター、児童相談所、福祉事務所、保健所等の地域の関係機関についての情報を当該児童生徒及びその保護者に提供することを促進する。【文部科学省】

(25) 各都道府県警察に対する犯罪被害者等への情報提供等の支援に関する指導・督励及び好事例の勧奨

警察庁において、情報提供を始めとする基本的な犯罪被害者等支援策が確実に実施されるよう、各都道府県警察を指導・督励するとともに、好事例を勧奨する。【警察庁】

(26) 「被害者の手引」の内容の充実等

ア 警察において、刑事手続の概要、犯罪被害者等に役立つ制度、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体の連絡先等を記載したパンフレット「被害者の手引」について、関係機関による犯罪被害者等支援策の紹介を含め、その内容の充実、見直しを図りつつ、その確実な配付を更に徹底するとともに、それらの情報をウェブサイトにおいても紹介する。【警察庁】

イ （再掲：第3，1.(13)イ）

(27) 犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知

（再掲：第1，1.(3)）

(28) 刑事の手続等に関する情報提供の充実

ア （再掲：第3，1.(13)ア）

イ （再掲：第3，1.(13)ウ）

(29) 医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関における情報提供等の充実

ア 厚生労働省において、医療機関が犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等と連携・協力し、犯罪被害者等の支援等に関する情報提供を適切に行うことを促進する。【厚生労働省】

イ 厚生労働省において、精神保健福祉センター、保健所等が犯罪被害者等支援に

係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための諸制度に関する案内書、申込書等を常備し、提供等していくことを含め、犯罪被害者等の支援等に関する情報提供、相談等を適切に行うことを推進する。【厚生労働省】

(30) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大

警察において、現行の「性犯罪110番」の相談電話及び相談室の設置、これらの相談窓口に関する広報、性犯罪被害者用の「被害者の手引」の交付等に加え、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者が情報を入手する利便性の拡大に努める。また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、当該被害者の同意を得て当該被害者の連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供し、当該被害者が早期に犯罪被害者支援団体による支援を受けやすくなるように一層努める。【警察庁】

(32) 日本司法支援センターによる支援

ア (再掲：第1, 1.(1)イ)

イ (再掲：第3, 1.(12))

ウ 日本司法支援センターにおいて、国（捜査機関、裁判所を含む）、警察、地方公共団体、弁護士会、犯罪被害者支援団体等の種々の専門機関・団体と連携・協力してネットワークを構築し、犯罪被害者等の相談内容に応じた最適の専門機関・団体等を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努める。【法務省】

(33) 自助グループの紹介等

警察において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を図りつつ、犯罪被害者等の要望を踏まえ、犯罪被害者等に対し、自助グループの紹介等を行う。【警察庁】

(34) 犯罪被害者等施策のホームページの充実

内閣府において、犯罪被害者等施策のホームページについて、関係法令の整備、相談機関等に関する情報その他必要な情報の更新や英文による情報提供等を行い、充実を図る。【内閣府】

(35) インターネット以外の媒体を用いた情報提供

犯罪被害者等に対して情報提供を行う際、各府省庁において、インターネット以外の媒体を用いて必要な情報が提供されることを通じて、インターネット等で情報を得ることができる者とそうでない者との間に不公平が生じないよう配慮するとともに、積極的な情報提供に努める。【内閣府】 【警察庁】 【総務省】 【法務省】 【文部科学省】 【厚生労働省】 【国土交通省】

(36) 更生保護官署と保護司との協働による刑事裁判終了後の支援の充実

保護観察所の被害者担当の保護観察官及び保護司による協働態勢の下で、被害に係る刑事裁判が終了した後の犯罪被害者等の支援について、関係機関・団体等との

連携・協力を深めるなどし、一層適切な支援の実施に努める。【法務省】

(37) 保護司に対する研修等の充実

刑事裁判終了後の相談対応の充実のため、保護観察所に配置されている被害者担当保護司を対象とする研修における犯罪被害者等支援の実務家による講義及び犯罪被害者等支援の実践的技能を修得させるためのロールプレイ方式による演習の実施など、被害者担当保護司の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修等の充実を図る。また、被害者担当保護司以外の保護司を対象とした研修においても、更生保護における犯罪被害者等施策を取り上げ、研修内容の充実を図る。【法務省】

(38) 犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合における継続的支援の促進

文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合、当該児童生徒に対し、教育委員会が設置する教育支援センター（適応指導教室）が行うカウンセリングや学習指導等による学校復帰等のための継続的な支援を促進する。【文部科学省】

(39) 犯罪被害者等である児童生徒が問題を抱えるに至った場合における継続的支援の促進

文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒が問題を抱えるに至った場合、当該児童生徒に対し、学校、教育委員会、警察署、児童相談所、保健所等の関係機関の実務担当者がサポートチームを形成するなど連携して継続的に行う対応を促進する。

また、スクールカウンセラーを全ての中学校に配置するとともに、小学校への配置を拡充するほか、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて支援するスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備を推進する。【文部科学省】

(40) 日本司法支援センターによる長期的支援

日本司法支援センターにおいて、被害を受けたときからの時間経過の長短を問わず、情報等の提供を通じた支援を行う。【法務省】

2 調査研究の推進等（基本法第21条関係）

(1) 犯罪被害者等の精神健康の状況とその回復に資する研究

厚生労働省において、犯罪被害者等の精神健康についての実態とニーズの調査、医療場面における犯罪被害者等の実態の調査、重度PTSDなど持続的な精神的後遺症を持つものの治療法の研究、地域における犯罪被害者等に対する支援のモデルの研究などを継続的に行い、その研究成果を得て、高度な犯罪被害者等支援が行える専門家育成や地域での対応の向上に活用する。【厚生労働省】

(4) 性犯罪被害者に関する調査の実施

内閣府において、女性に対する暴力の被害実態に関する調査「男女間における暴

力に関する調査」の中で、被害の申告がなされずに潜在化している性犯罪被害の実態について調査を実施する。【内閣府】

- (6) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援

(再掲：第4， 1.(8))

- (7) 警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実

警察において、①採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる犯罪被害者等支援に関する基礎的な研修、②被害者支援担当部署に配置された職員に対する犯罪被害者等支援の実践的技能を修得させるための臨床心理士によるロールプレイ方式による演習等を含む専門的な研修、③カウンセリング業務に従事する職員等に対する基礎的な教育及び実践的・専門的な教育等の充実に努める。【警察庁】

- (8) 犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う警察職員の技能修得

警察において、犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う少年補導職員、少年相談専門職員について、講習・研修等により、カウンセリングの技法等必要な専門技術等を修得できるよう努めるとともに、専門的能力を備えた者の配置に努める。【警察庁】

- (9) 法務省における犯罪被害者等支援に関する職員研修の充実等

ア (再掲：第2， 3.(1)エ及び第3， 1.(20))

イ (再掲：第2， 3.(1)イ)

- (10) 日本司法支援センターが蓄積した情報やノウハウの提供

日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等支援業務の実施を通じて同センターが蓄積した情報やノウハウについて、研修や講習を通じて犯罪被害者等支援に携わる関係者に提供する。【法務省】

- (11) 学校における相談対応能力の向上等

(再掲：第4， 1.(23)及び第5， 1.(15)ア)

- (13) 民間の団体の研修に対する支援

警察、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対し、それらの団体が実施するボランティア等の養成・研修への講師の派遣等の支援に努める。【警察庁】【法務省】【文部科学省】【厚生労働省】【国土交通省】

3 民間の団体に対する援助（基本法第22 条関係）

- (1) 民間の団体への支援の充実

ア 内閣府において、犯罪被害者団体、犯罪被害者支援団体の財政的基盤の充実に資するよう、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省等の協力を得て、民間の団体による犯罪被害者支援募金（仮称）の創設、当該募金に寄せられた寄附金等を活用した基金の創設等についての検討に協力を行う。

【内閣府】

イ 警察及び厚生労働省において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体への財政的援助の充実に努めるとともに、それらの団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の協力等の支援を行う。【警察庁】【厚生労働省】

ウ 法務省、文部科学省及び国土交通省において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の協力等の支援を行う。【法務省】【文部科学省】【国土交通省】

(2) 研修カリキュラム・モデル案の内容の充実

内閣府において、平成21年3月に作成し、7月に犯罪被害者支援団体等に配布した「民間被害者支援団体における研修カリキュラム・モデル案」について、一定の期間を経過後に、犯罪被害者支援団体等における活用の実態、利用した犯罪被害者支援団体等からの意見等についての調査を実施し、内容の充実を図る。【内閣府】

(3) 地方公共団体と民間の団体との連携の促進

内閣府において、地方公共団体に対し、把握している犯罪被害者支援団体に関する情報を提供するとともに、自らも犯罪被害者支援団体の実態を把握し連携の強化を図るよう要請する。また、犯罪被害者支援団体が地方公共団体に対して連携を申し出やすいよう、地方公共団体における犯罪被害者等施策担当窓口部局をホームページに掲載する。【内閣府】

(4) 民間の団体等に関する広報等

内閣府及び警察庁において、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、政府広報等とも連携し、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義・活動等について広報する。【内閣府】【警察庁】（再掲：第5，1．（11）ア）

(6) 警察における民間の団体との連携・協力の強化

警察において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省並びに地方公共団体の主体的な協力を得て、特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークを始めとする犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を一層強化し、支援及び指導・助言を行い、犯罪被害者等早期援助団体制度の適切な運用を図る。【警察庁】

(7) 犯罪被害者等早期援助団体に対する指導

都道府県公安委員会において、必要に応じ、犯罪被害者等早期援助団体に対して改善命令を始め、適切な指導を行う。その他の民間被害者支援団体に対しても、適切な支援活動が行われるよう、その運営及び活動に協力する。【警察庁】

第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

〔今後講じていく施策〕

1 国民の理解の増進（基本法第20条関係）

(10) 犯罪被害者等の置かれた状況等について国民理解の増進を図るための啓発事業の実施

ア 内閣府において、犯罪被害者等の置かれた状況について国民が正しく理解し、国民の協力の下に関係施策が講じられていくよう、国民が犯罪等による被害について考える機会として、毎年、東京及び複数の地域で、犯罪被害者等や、犯罪等による被害についての識見を有する者、犯罪被害者等の援助等に携わる者等とその他の国民が一同に会し、犯罪被害者等に係る様々なテーマを議論する啓発事業を開催し、教誨師など加害者に関わる者も含め、広く国民の参加を求める。なお、事業についてはマスコミに公開するほか、事業の結果について、インターネット等で国民向けに情報提供を行う。【内閣府】

イ 内閣府において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の参加・協力を得て、犯罪被害者等への理解の増進を図るための啓発事業を実施するよう要請する。また、犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体が地方公共団体に対して連携を申し出やすいよう、地方公共団体における犯罪被害者等施策担当窓口部局をホームページに掲載する。【内閣府】

(11) 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施

ア （再掲：第4，3．(4)）

イ 警察において、各都道府県警察が民間被害者支援団体等と連携し、マスコミ広報、街頭キャンペーン、各種討論会の開催、各種会合での講話等を実施することにより、犯罪被害者等が置かれている実態や警察、関係機関、民間被害者支援団体等が取り組んでいる犯罪被害者等支援についての広報啓発活動を一層促進する。【警察庁】

ウ 警察庁において、広報啓発用の冊子「警察による犯罪被害者支援」の作成、ウェブサイト上での警察の犯罪被害者等支援施策の掲載等により、犯罪被害者等支援に関する国民の理解増進に努める。【警察庁】

(15) 学校における犯罪被害者等である児童生徒への的確な対応のための施策の促進

ア （再掲：第4，1．(23)及び第4，2．(11)）

イ （再掲：第2，1．(23)ウ）

ウ 文部科学省において、虐待を受けた子どもへの対応の問題を含め、養護教諭が行う健康相談の進め方等についてまとめた参考資料も活用しながら、養護教諭の資質の向上のための研修の充実を図る。【文部科学省】

(16) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護

（再掲：第2，2．(3)イ）